

○全ての配合成分が単剤として既記載され、且つ、単剤の有する効能効果が同様である内用配合剤

| No. | 投与経路 | 品目名 (企業名) | 配合成分→薬価収載に関する情報 | 効能効果 | 算定方法 | 配合剤薬価/ 単剤合計薬価 (収載時) | 配合剤薬価/ 単剤合計薬価 (現在) | 収載日 | 現在の配合剤 の薬価 | 現在の各単剤の薬価 |
|--|------|---|--|---|---|---|--------------------------|-----------|---------------|--|
| 1 | 内 | コンビビル配合錠※ (グラクソ・スミスクライン) | ジドブジン→既記載 ラミブジン→既記載 | HIV感染症 | 類似薬効比較(2剤の1日薬価の合計) | 100% | 100% | H11.06.11 | 1,860.00円 | ジドブジン:302.10円×3 ラミブジン:953.60円 |
| 2 | 内 | エプジコム配合錠 (グラクソ・スミスクライン) | ラミブジン→既記載 硫酸アバカビル→既記載 | HIV感染症 | 類似薬効比較(2剤の1日薬価の合計) | 100% | 101% | H17.01.07 | 3,870.50円 | ラミブジン:1,854.60円 硫酸アバカビル:985.70円×2 |
| 3 | 内 | ツルバダ配合錠 (日本たばこ産業) | エムトリシタビン→既記載 フマル酸テノホビルジソプロキシル→配合剤と 同日収載 | HIV-1感染症 | 類似薬効比較(2剤の1日薬価の合計) | 100% | 104% | H17.04.06 | 3,756.30円 | エムトリシタビン:1,618.10円 フマル酸テノホビルジソプロキシル:1,988.00 円 |
| 4 | 内 | プレメント配合錠 (MSD) | ロサルタンカリウム→既記載 ヒドロクロロチアジド→既記載(ただし、同じ規 格の製剤はない) | 高血圧症 | 類似薬効比較(2剤の1日薬価の合計) | 100% | 100% | H18.12.01 | 158.80円 | ロサルタンカリウム:155.60円 ヒドロクロロチアジド:5.60円÷2 |
| 5 | 内 | エカード配合錠LD エカード配合錠HD (武田薬品工業) | カンデサルタン シレキセチル→既記載 ヒドロクロロチアジド→既記載(ただし、同じ規 格の製剤はない) | 高血圧症 | 類似薬効比較(2剤の1日薬価の合計) | 100% | 102% | H21.03.13 | 154.30円 | カンデサルタン シレキセチル:150.30円 ヒドロクロロチアジド:5.60円÷4 |
| 6 | 内 | コディオ配合錠MD コディオ配合錠EX (ノバルティス ファーマ) | バルサルタン→既記載 ヒドロクロロチアジド→既記載(ただし、同じ規 格の製剤はない) | 高血圧症 | 類似薬効比較(2剤の1日薬価の合計) | 100% | 102% | H21.03.13 | 130.60円 | バルサルタン:125.30円 ヒドロクロロチアジド:5.60円÷2 |
| 7 | 内 | ミコンビ配合錠AP ミコンビ配合錠BP (日本ベーリンガーインゲルハイ ム) | テルミサルタン→既記載 ヒドロクロロチアジド→既記載(ただし、同じ規 格の製剤はない) | 高血圧症 | 類似薬効比較(2剤の1日薬価の合計) | 100% | 102% | H21.06.19 | 148.80円 | テルミサルタン:142.40円 ヒドロクロロチアジド:5.60円÷2 |
| 8 | 内 | カデュエット配合錠1番 カデュエット配合錠2番 カデュエット配合錠3番 カデュエット配合錠4番 (ファイザー) | アムロジピンベシル酸塩→既記載 アトルバスタチンカルシウム水和物→既記載 | 高血圧症又は狭 心症と、高コレステ ロール血症又は家 族性高コレステ ロール血症の併発 | 類似薬効比較(アトルバスタチンカルシウム 水和物単剤の1日薬価に補正加算を加え た。) | 86% | 92% | H21.09.04 | 178.10円 | アムロジピンベシル酸塩:64.90円 アトルバスタチンカルシウム水和物:128.00 円 |
| 平成22 年度に 改定さ れた新 ルール に則り 算定を 行った 内用配 合剤 | 9 | 内 | エックスフォージ配合錠 (ノバルティス ファーマ) | バルサルタン→既記載 アムロジピンベシル酸塩→既記載 | 高血圧症 | 類似薬効比較(バルサルタン1日薬価の0.8倍 とアムロジピンベシル酸塩の後発品の最低価 格の1日薬価の合計) | 86% | H22.04.16 | 130.10円 | バルサルタン:125.30円 アムロジピンベシル酸塩:29.90円 |
| | 10 | 内 | レザルタス配合錠LD レザルタス配合錠HD (第一三共) | オルメサルタン メドキシミル→既記載 アゼルニジピン→既記載 | 高血圧症 | 類似薬効比較(2剤の1日薬価の合計の0.8 倍) | 80% | H22.04.16 | 170.10円 | オルメサルタン メドキシミル:142.00円 アゼルニジピン:70.60円 |
| | 11 | 内 | ユニシア配合錠LD ユニシア配合錠HD (武田薬品工業) | カンデサルタン シレキセチル→既記載 アムロジピンベシル酸塩→既記載 | 高血圧症 | 類似薬効比較(カンデサルタン シレキセチル 8mg錠の1日薬価と同額)* *「自社品の薬価」×0.8+「後発医薬品の最 低の価格」に比べ、「(「自社品の薬価」+「他 社先発医薬品の薬価」)×0.8の方が低い価 格となったが、カンデサルタン シレキセチル 8mg単剤(プロプレス錠8mg)の薬価を下回っ たため、本剤の薬価をプロプレス錠8mgの薬 価と同額とした。 | 83% | H22.06.11 | 150.30円 | カンデサルタン シレキセチル:150.30円 アムロジピンベシル酸塩:29.90円 |
| | 12 | 内 | メタクト配合錠LD メタクト配合錠HD (武田薬品工業) | ピオグリタゾン塩酸塩→既記載 メトホルミン塩酸塩→既記載 | 2型糖尿病 | 類似薬効比較(ピオグリタゾン塩酸塩の1日 薬価と同額)* *「(「自社品の薬価」×0.8+「後発医薬品の最 低価格」)に比べ、「(「自社品の薬価」+「他社 先発医薬品の薬価」)×0.8の方が低い価格と なったが、ピオグリタゾン塩酸塩15mg単剤(ア クトス錠15mg)の薬価を下回ったため、本剤の 薬価をアクトス錠15mgの薬価と同額とした。 | 82% | H22.06.11 | 84.60円 | ピオグリタゾン塩酸塩:84.60円 メトホルミン塩酸塩:9.60円×2 |
| | 13 | 内 | ミカムロ配合錠AP (日本ベーリンガーインゲルハイ ム) | テルミサルタン→既記載 アムロジピンベシル酸塩→既記載 | 高血圧症 | 類似薬効比較(テルミサルタンの1日薬価の 0.8倍とアムロジピンベシル酸塩の後発品の 最低価格の1日薬価の合計) | 83% | H22.09.17 | 143.80円 | テルミサルタン:142.40円 アムロジピンベシル酸塩:29.90円 |

※ コンビビルの収載は平成12年以前だが、抗HIV薬の参考として一覧表に含めた。

新医療用内用配合剤の薬価算定方法に係るこれまでの経緯

1. 平成12～21年度における算定方法

○最類似薬に係る規定*を基に、内用配合剤の薬価算定方法は、各成分の単剤の和とすることを原則とする。

※最類似薬とは、汎用規格の類似薬のうち、類似薬を定める際に勘案する事項（新規後発医薬品の薬価算定においては、同一剤形区分内における剤形の違いは考慮しない。）からみて、類似性が最も高いものをいう。

ただし、複数の類似薬を組み合わせた場合が最も類似性が高いと認められるときは、当該類似薬の組合せを最類似薬とする。

(注)なお、カデュエット配合錠（アムロジピンベシル酸塩とアトルバスタチンカルシウム水和物の配合剤、平成21年9月4日薬価収載）の算定においては、1剤（アトルバスタチンカルシウム水和物）を最類似薬とした算定が行われている。

2. 平成22年度以降における算定方法

○配合剤の薬価算定について、製造経費、流通経費等の節減が見込めるため、下記条件の全てに該当する配合剤については、「配合成分の既収載品の薬価」の合計の0.8倍の価格を基本として算定し、補正加算の要件を満たす場合には当該補正加算を適用することとする。

- i) 全ての配合成分が単剤として薬価基準に収載されていること
- ii) 既収載品と同様の効能効果を有すること
- iii) 既収載品と投与経路が同一であること
- iv) 内用の配合剤であること

○ただし、この場合、以下のとおりとする。

- 1) 配合剤たる新薬の薬価は、各配合成分の既収載品の薬価を下回らないものとする。
- 2) 算定に用いる「配合成分の既収載品の薬価」は、配合剤たる新薬と同一の企業の既収載品（以下、「自社品」という。）がある場合には自社品の薬価とし、自社品がない場合には、他社の後発医薬品のうち最低の薬価とする。

また、成分によって自社品と他社品が混在する場合、配合剤たる新薬の薬価は以下のいずれか低い額とする。

- ① 「自社品の薬価」と「他社の先発医薬品の薬価」の合計の0.8倍
- ② 「自社品の薬価の0.8倍」と「他社の後発医薬品のうち最低の薬価」の合計

- 3) 抗HIV薬については、米英独仏国では単剤の合計価格と配合剤の価格がほぼ同額であることを考慮し、上記ルールの対象外とする。